

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】令和5年9月21日(2023.9.21)

【国際公開番号】WO2023/063090
 【出願番号】特願2023-527741(P2023-527741)

【国際特許分類】

C 0 9 D 1 1 / 0 3 7 (2 0 1 4 . 0 1)

C 0 9 D 1 1 / 1 0 (2 0 1 4 . 0 1)

【 F I 】

C 0 9 D 1 1 / 0 3 7

C 0 9 D 1 1 / 1 0

10

【手続補正書】

【提出日】令和5年5月9日(2023.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フィルム基材上に、白色顔料を有する白色印刷層、及び少なくとも一つの白色顔料以外の顔料を有するカラー印刷層が積層された多層印刷物であって、

前記少なくとも一つの白色顔料以外の顔料は、顔料100質量部あたり鉄元素を200ppm以上含有し、

前記白色顔料は、白色顔料100質量部あたり鉄元素を200ppm未満含有することを特徴とする印刷物。

但し、前記白色顔料以外の顔料は、顔料の表面積あたりの塩基吸着量が $0.30\mu\text{mol}/\text{m}^2$ 以上である。

30

【請求項2】

前記白色顔料が酸化チタンであることを特徴とする請求項1に印刷物。

【請求項3】

前記カラー印刷層が、ポリウレタン樹脂、マレイン酸樹脂、繊維素系樹脂、ポリエステル樹脂、アクリル樹脂、ポリアミド樹脂、ポリビニルブチラル樹脂から選ばれる少なくとも一種以上の樹脂を含有する請求項1に記載の印刷物。

【請求項4】

前記カラー印刷層が、塩素系樹脂を含有しない請求項1に記載の印刷物。

【請求項5】

前記白色印刷層が、塩素系樹脂を含有しない請求項1に記載の印刷物。

40

【請求項6】

請求項1に記載の印刷物を有するラミネート積層体。

50